

別表第2（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の保育料

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額	副食費の免除※2
階層	定義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	免除
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯		
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であつて、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯		77,100円以下
第4階層			77,101円以上 211,200円以下
第5階層			211,201円以上
			下記の場合は免除 小学校3年生までの子どもの中で数えて、最年長の子どもから3番目以降の子ども

※2 副食費の免除：給食費（主食費＋副食費）は、原則、実費徴収（各保育施設が額を決定、徴収）となります。ただし、副食費についてのみ、階層・世帯状況により免除になる場合があります。副食費の免除は、居住地の市町村が決定し、保護者及び各保育施設に通知します。

備考

- この表において、当該年度の8月分までの保育料は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の3月分までの保育料は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 保護者等の属する世帯の階層区分の認定にあたり、保護者等が指定都市の区域内に住所を有する場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、市町村民税の額を算定する。
- 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 保護者等の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分を第5階層と推定し、この表の規定を適用する。